

## [23] 一宮市屋外広告物条例（案）の概要

### 1 条例の趣旨

「屋外広告物法」に基づき、「地域の特性を考慮した良好な景観の形成又は風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的とし、屋外広告物の表示や屋外広告業について必要な事項を定めるものです。

### 2 条例の概要

#### (1) 条例の構成

第1章 総則 ・目的、広告物等の在り方
第2章 広告物の制限等 ・禁止地域等（広告物を設置してはならない地域について定めるもの） ・禁止物件（広告物を設置してはならない物件について定めるもの） ・許可地域（市内全域（禁止地域等を除く）） ・広告景観地区（良好な景観を形成するため特に必要と認める地域を市長が指定する制度） ・広告物協定（その地域に住んでいる人々が広告物の色彩や意匠について、自らのまちにふさわしい自主的な取り決めを行い、市長が認定する制度） ・適用除外（禁止地域や禁止物件等の適用を受けない広告物について定めるもの） ・許可の期間、変更および更新の許可、許可の基準
第3章 管理、監督等 ・管理、点検、除却の義務 ・措置命令、許可の取り消し、立入検査 ・管理者の設置、届出
第4章 屋外広告業等 ・屋外広告業の登録、講習会の開催、業務主任者の設置、屋外広告業者に対する指導・助言・勧告、立入検査 ・広告主の責務等
第5章 景観審議会への諮問

[次ページへ続く]

第6章 雑則

- ・告示、手数料

第7章 罰則

(2) 主な基準

項目	愛知県	一宮市
禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画法で定められた第1種低層住居専用地域</li><li>・文化財保護法、文化財保護条例で指定された建造物周辺等の地域</li><li>・主要道路及び鉄道の指定区間及び指定区間に接続する指定区域</li><li>・都市公園及び公共空地の指定区域</li><li>・公共施設の敷地</li></ul>	愛知県が定める禁止地域等のほか、本市の実情を踏まえた独自の指定区域を告示で定めます。
禁止物件	<ul style="list-style-type: none"><li>・橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯</li><li>・街路樹、植樹帯</li><li>・信号機、道路標識等</li><li>・電柱、街灯柱等</li><li>・消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所等</li><li>・送電鉄塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンク等</li><li>・景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木</li></ul>	愛知県が定める禁止物件のほか、以下の物件も含めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・道路の路面</li></ul>
広告物協定	—	市独自の制度で、協定に定めるべき事項を規定します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・協定の区域、有効期間</li><li>・広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項</li></ul>

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の規定により表示する広告物</li> <li>・ 自家用広告物、管理用広告物、案内広告で、規則で定める基準に適合するもの</li> <li>・ 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物</li> <li>・ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物</li> <li>・ 電柱、街灯柱等の禁止物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物</li> </ul>	<p>愛知県が定める除外規定のほか、以下の規定を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物で、規則で定める基準に適合するもの</li> </ul>
許可期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超えない範囲で規則で定める期間</li> </ul>	愛知県と同じ
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物許可申請手数料</li> <li>・ 屋外広告業登録申請手数料</li> <li>・ 講習手数料</li> </ul>	愛知県と同じ
罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲役、罰金、過料</li> </ul>	愛知県と同じ

### 3 市独自基準等の主な内容

#### (1) 禁止地域（主要道路及び鉄道の指定区間及び指定区間に接続する区域）の指定

- ・・・人口集中地区（DID 地区）が市街化調整区域にも広がっている本市の実情を踏まえ、景観阻害を防止するため、規制を強化します（5年間の経過措置を設けます）。

#### 指定区間（告示による）

「市街化区域かつ人口集中地区（DID 地区）」以外の主要道路及び鉄道の指定区間（主要道路及び鉄道の指定区間は愛知県条例と同じ）

#### (2) 禁止物件の設定

- ・・・道路上の安全を脅かす可能性があるため、道路の路面を禁止物件にすると共に、投影広告物（プロジェクションマッピング等）の規定を設けます。

[次ページへ続く]

### 投影広告物の許可基準（規則にて規定）

- ・ 景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと
- ・ 光源から投影面までの間に道路が含まれる場合は、建築限界を侵さないこと
- ・ 光によって信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないこと
- ・ 投影面は壁面広告等の基準に適合していること

#### (3) 広告物協定地区制度の制定

- ・・・その地域に住んでいる人々が、広告物の色彩や意匠について自らのまちにふさわしい自主的な取り決めを行い、それを市長が認定する制度です。

#### (4) 適用除外（公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物で規則に定める基準に適合するもの）の設定

- ・・・民間が主体となったエリアマネジメント活動等による賑わい創出に寄与する広告物について、禁止区域や禁止物件でも設置が可能になるよう規定を設けます。

### 基準（規則にて規定）

- ・ 広告物の設置者等が広告料を受ける場合は、その広告料は公益上必要な施設若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に全部又は一部を充てること
- ・ 広告物の表示期間が、原則 3 月以内であること
- ・ 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与するものであること
- ・ 関係機関との調整がされたものであること

## 4 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日